

議案第67号

朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

略称規定等の用字用語及び規則において規定すべき事項の整理を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市火入れに関する条例の一部を改正する条例

朝来市火入れに関する条例(平成17年朝来市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和26年法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「森林法」を「法」に、「、火入許可申請書(様式第1号)3通に、次に掲げる書類を添え」を「規則で定める申請書を」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「当該申請」を「前条の規定による申請」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改める。

第4条第1項中「森林法」を「法」に、「火入許可証(様式第2号)」を「規則で定める許可証(以下「許可証」という。)」に改める。

第5条中「森林法」を「法」に改める。

第9条(見出しを含む。)及び第10条第2項中「火入許可証」を「許可証」に改める。

第12条第2項中「水のう手動ポンプ」を「可搬式散水装置」に改める。

第14条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第67号資料

### 朝来市火入れに関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の<u>手続その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 <u>森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u>は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、<u>火入許可申請書(様式第1号)3通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入地</u>において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、<u>当該申請に係る火入れが次に掲げる事項のすべてに該当する場合</u>でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするとき</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号。<u>以下「法」という。</u>)第21条の許可の<u>手続その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)</u>は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに<u>規則で定める申請書を、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、<u>前条の規定による申請に係る火入れが次に掲げる事項の全てに該当する場合</u>でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、<u>法第21条第2項各号</u>に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするとき</p>

は、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 (略)

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 (略)

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(火入従事者)

第12条 (略)

2 火入者は、水のう手動ポンプ、鉋、鋸、チェーンソー等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

は、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した規則で定める許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 (略)

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 (略)

2 火入責任者は、火入れに際し、許可証を携帯しなければならない。

3 (略)

(火入従事者)

第12条 (略)

2 火入者は、可搬式散水装置、鉋、鋸、チェーンソー等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。